平成２２年（フ）第２７５６号
福岡市南区多賀２丁目３番532号
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６１号
福岡市南区井尻１丁目７番40号
債務者　永田　昌儀
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７８８号
福岡市西区下山門１丁目24番38号
債務者　吉村　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９４号
福岡県春日市春日原北町５丁目50番地１ペガサス原正103号
債務者　盛合留美江
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９６号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野215番地５フォレストＴＯＭＩ202号
債務者　湯浅　知子（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０１号
福岡市西区小戸１丁目35番14―504号
債務者　西川　公枝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０５号
福岡市南区若久団地54番206号
債務者　日田　今喜
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０６号
福岡市南区花畑２丁目46番24―401号
債務者　松本いずみ
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１０号
福岡市博多区南八幡町２丁目１番24―501号
債務者　古賀　聡子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１７号
福岡県筑紫野市二日市中央２丁目10番24―201号
債務者　橋本　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１８号
福岡市南区清水２丁目20番１―303号
債務者　冨永　秀徳
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３９号
福岡市城南区七隈４丁目23番28号
債務者　平　　信子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋270番地６スカイハイツ内橋Ⅵ101号
債務者　竹内　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２６号
沖縄県那覇市字国場1190番地１　コーポ屋宜501
債務者　砂川　　梢
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４８号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目222番地14金城共同住宅201
債務者　金城　　操
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４９号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目222番地14
金城共同住宅201
債務者　金城美和子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部